

『包括的基本要件』

仕様番号	要件
1	包括的基本要件
1.1	調達範囲と提案要求範囲
1.1.1	調達範囲
1.1.1.1	本件業務における調達範囲は、既存人事給与システムの老朽化対策として、既存人事給与システムと同等の機能を有するシステムに入替を求める。
1.1.2	提案要求範囲
1.1.2.1	上記の調達範囲に当たる新人事給与システム構築等に加え、別途契約する保守についても見積りを求める。
1.2	現状の業務環境
1.2.1	岐阜県立多治見病院の概要
1.2.2	人事給与システムで行っている人事給与事務
1.2.2.1	人事管理
1.2.2.1.1	職員基本管理、採用・退職管理等、人事の管理に必要とされる全ての処理。
1.2.2.2	給与管理
1.2.2.2.1	月例給与計算、期末勤勉計算、年末調整等、給与の支払に必要とされている全ての処理。
1.2.2.3	勤怠管理
1.2.2.3.1	勤務時間の実績管理、休暇管理など。なお、看護師については看護勤務管理システムとのデータ連携（オフライン）あり。
1.2.2.4	給与明細等の配布
1.2.2.4.1	給与明細は、組織単位（所属毎）、雇用形態毎に出力できること。また、代務医師等は別途出力できること。
1.2.2.5	新人事給与システム利用予定事務担当職員数
1.2.2.5.1	新人事給与システムのユーザ数は15名とする。
1.3	調達範囲の業務
1.3.1	調達範囲業務の基本方針
1.3.1.1	2026年1月に確実に新サービスの提供ができる環境を整備すること。
1.3.1.2	受託者が提供する既存サービスを可能な限り利用することとし、岐阜県立多治見病院独自のアドオン開発、カスタマイズは最低限にとどめること。
1.3.1.3	利用者の画面操作性を重視すること。
1.3.1.4	岐阜県立多治見病院が有する既存システム・設備への影響を最小限に抑えること。
1.3.1.5	新人事給与システムのユーザ数は15名分のエンドユーザ向けのクライアントPCについては、今回の調達対象に含めること。
1.3.1.6	プリンタについては、今回の調達対象には含まない。岐阜県立多治見病院が有する既存プリンタを使用できるものとする。
1.3.2	ネットワーク工事
1.3.2.1	ネットワーク工事およびネットワーク構築は本調達には含まない。
1.3.3	電気設備工事
1.3.3.1	設置する機器の電源は既設分電盤から採取すること。
1.3.3.2	コンセントは床下から必要口数を設けることとするが、ラック付属コンセント、及び電源ケーブル付属コネクタを利用することができる。

仕様番号	要件
1.3.3.3	配線の露出、特に床上配線をできるだけ避け、やむを得ぬ場合はモール等によって 保護し段差をできるだけ少なくすること。
1.3.3.4	配線に使用するケーブルの両端にはラベル等を貼付し、どこ（何）と接続しているか、 利用目的は何かが明確になるようにすること。
1.3.3.5	施工に伴い、既設設備の切断、穴あけ等は行ってはならない。
1.3.3.6	実施する際は事前に岐阜県立多治見病院と十分に協議すること。
1.3.3.7	施工に伴い必要となる病院内での一般光熱費は、岐阜県立多治見病院の負担とする。
1.3.3.8	ラックは既設のものを使用することができるが、受託者が設置する場合は既設ラックを撤去し、免震施工を施したうえで設置すること。なお、既設の免震台を使用することもできる。
1.3.4	システム機能要件
1.3.4.1	人事給与システムの構成
1.3.4.1.1	今回調達する人事給与システムは、①人事システム、②給与システムおよび③出勤簿管理機能により構成される。
1.3.4.2	人事システム、給与システム、出勤簿管理機能
1.3.4.2.1	人事システム、給与システム、出勤簿管理機能において具体的な要求仕様は「ソフトウェア要件」を参照すること。基本的に、既存システムと同様とする。但し、他病院との出向者連携は行わないものとする。
1.3.4.4	他システムとのインターフェース
1.3.4.4.1	新人事給与システムとの連携が必要となる既存システムとのインターフェースの調整は、全て当該調達の範囲内で行うこと。インターフェースは既存と同様とする。
1.3.4.4.2	本件業務の調達範囲においては、オンラインでのデータ連携は想定しておらず、Excel、DATデータ、CSV形式等によるファイル等を外部媒体により手動で転送することとし、データ生成、ファイル作成、ファイル読込、データ受入とチェックなどの機能の実現については本件業務の調達の範囲とする。
1.3.4.4.2.1	Excel、DATデータ、CSV形式等による連携（詳細はソフトウェア要件参照）
1.3.4.4.2.1.1	地方職員共済組合の給料記録システムへ渡すデータ（賞与分（Excel、DAT）；賞与支払時）
1.3.4.4.2.1.2	旅費管理システムへ渡すデータ（職員基本情報登録に必要なデータ（銀行名、支店名、口座情報、職員番号、名前、カナ名前、等級号俸（コード）、所属（コード）、職種など）（DAT）；変更時）
1.3.4.4.2.1.3	看護勤務管理システムから受取るデータ（看護師の時間外勤務・特殊勤務の状況反映に必要なデータ（Excel、DAT）、勤務実績（シフト）（DAT）；毎月）
1.3.4.4.2.1.4	ファームバンキングシステムへ渡すデータ（給与の支払に必要なデータ；毎月、賞与）（DAT）
1.3.4.4.2.2	紙による連携
1.3.4.4.2.2.1	財務会計システムへ渡すデータ（給料表別に区分した給料管理台帳（賃金台帳）の集計表；毎月、賞与）
1.3.4.4.2.2.2	地方職員共済組合へ渡すデータ（掛金・負担金等各種情報反映に必要なデータ；毎月）
1.3.4.4.3	データ連携のためのインターフェース調整の結果、連携する他のシステムにおいて不具合が発生したとき、明らかに受託者の責でない場合を除き、受託者がその是正措置を講ずることとする。
1.3.4.4	同時接続数
1.3.4.4.1	新人事給与システム利用予定事務担当職員 15名が全員同時に接続しても、滞りなく新サービスが利用できること。
1.3.5	開発・設定作業
1.3.5.1	サーバ及びクライアントPCへのソフト（アドオン開発、カスタマイズ含む）のインストール、データ移行の各種設定作業等新サービス提供開始日から業務を行えるために必要な環境整備は、全て受託者が行うこと。
1.3.5.2	受託者の既存サービスで対応できない機能（追加機能）については、アドオン開発・カスタマイズにより実現すること。この場合において、サービス料に影響することが想定される運用保守費及び改修費が極力抑えられるような対策を講じること。アドオン開発・カスタマイズについてのイニシャルコスト（調達範囲）とランニングコストの算定方法、上限額、支払方法等の取扱いについては、提案を求める。
1.3.5.3	利用者にとっての利便性については、画面操作性を重視する。

仕様番号	要件
1.3.5.4	岐阜県立多治見病院が有する既存システム・設備への影響を最小限に抑えること。
1.3.6	計画作成
1.3.6.1	受託者は、契約締結後速やかに、本件業務における作業項目、担当者、作業工程定義、スケジュール、推進体制等をまとめた「プロジェクト計画書」を作成し、岐阜県立多治見病の承認を受けること。
1.3.6.2	おおむね月1回開催する予定の定例進捗会議には、プロジェクト計画書にて定めたスケジュールをもとに進捗状況や課題対応状況について報告するとともに、プロジェクト計画書にて定めた内容を変更する際には、事前に岐阜県立多治見病院の承認を受けなければならない。 但し、定例進捗会議の頻度は、岐阜県立多治見病院と協議の上、変更したり、進捗会議を月次での進捗管理資料の提出に代えたりすることを認める。
1.3.6.3	プロジェクト計画書は以下の内容を満たすこと。
1.3.6.3.1	新人事給与システムの安定した運用を実現するために、業務継続に影響を与えることがないよう、安全で確実な作業を優先したスケジュールを定めること。
1.3.6.3.2	岐阜県立多治見病院が事前に承認した場合を除き、稼働中のアプリケーションを停止することなく、本件業務を行うこと。
1.3.6.3.3	本件業務における作業工程や作業項目を定め、開始条件、完了基準を明確に定めること。
1.3.6.3.4	既存サービス、アドオン開発・カスタマイズ、データ移行、ヘルプデスクごとに担当責任者、担当者を定義すること。
1.3.7	データ移行
1.3.7.1	受託者が作成し、かつ、岐阜県立多治見病院が承認したデータ移行計画書に基づき、新サービス提供に必要なデータ移行を行うこと。 但し、岐阜県立多治見病院が認めた場合は、データ移行計画書の作成を免除する。
1.3.7.2	データ移行は、原則としてすべて受託者が行うこと。他ベンダーに依頼する場合は、その費用も本費用に含めること。例えばデータ出力等の作業 但し、個人番号（マイナンバー）は、データ移行から除外する。
1.3.8	研修
1.3.8.1	岐阜県立多治見病院の人事給与事務担当職員に対する操作研修を行うこと。 但し、岐阜県立多治見病院が認めた場合は、この限りではない。
1.3.8.2	研修を行うに当たり、受託者は、総合テスト開始時に研修計画書を提示し、岐阜県立多治見病院と協議の上、その内容を決定すること。
1.3.8.3	研修に必要な資料の作成は、受託者が行うこと。
1.3.8.4	講師派遣費、資料作成費等研修に要する経費は、受託者が負担すること。
1.3.8.5	運用テスト、並行稼動する直前に、病院の人事給与事務担当職員に対して研修を実施すること。研修の開催内容は次のとおり。
1.3.8.5.1	対象人數：10名
1.3.8.5.2	研修のペ日数：2日（1日×2回）
1.3.8.5.3	研修場所：岐阜県立多治見病院会議室
1.3.8.5.4	テキスト配布部数：12部
1.3.9	技術基盤等
1.3.9.1	新人事給与システムが具備すべきハードウェア仕様については、本書および関連する仕様等を稼働させるために十分なスペックを持つものを準備のこと。
1.3.9.2	データセキュリティ要件
1.3.9.2.1	パスワード等、特に重要なデータについては暗号化を行い、格納データの盗聴、盗難、改ざんを防止すること。
1.3.9.2.2	外部記録媒体等にデータベースのバックアップを行い、サーバ障害等によるデータの消失を防ぐこと。
1.3.9.2.3	サーバ及びクライアントのウィルスチェックは、岐阜県立多治見病院に導入されている医療情報システム（電子カルテシステム）と連携して行うこと。なお、ウィルスチェックソフトは岐阜県立多治見病院が設定を行う。

仕様番号	要件
1.3.9.2.4	サーバ及びクライアントの資産管理ソフトは、岐阜県立多治見病院に導入されている資産管理ソフト（SKYSEA）と連携して行うこと。なお、資産管理ソフトは岐阜県立多治見病院が設定を行う。
1.3.10	実施体制
1.3.10.1	受託者は、プロジェクトマネージャとしてのスキルを有することを証する資格保有者、又は本件業務と同種のプロジェクトのマネジメント経験を有する者を、プロジェクトマネージャとして参加させること。
1.3.10.2	導入及び設定作業の過程で、技術的知識又は経験の不足により作業品質が低いと岐阜県立多治見病院が判断した担当者については、岐阜県立多治見病院及び受託者が協議の上、代替の担当者を配置すること。
1.3.10.3	受託者側の問い合わせ窓口を一本化すること。
1.3.10.4	受託者は、原則1ヶ月に1回開催される定例進捗会議に参加し、進捗状況を報告すること。定例進捗会議以外に、臨時に開催する会議（以下「臨時会議」という。）にも参加すること。 但し、岐阜県立多治見病院が認めた場合は、この限りではない。
1.3.10.5	定例進捗会議及び臨時会議にて確認された内容については、文書化して双方合意の上で保存すること。
1.3.10.6	要件定義、各種設計、テスト、データ移行等に係る文書については、岐阜県立多治見病院と受託者とでその内容について協議・確認した上で作成すること。 但し、岐阜県立多治見病院が認めた場合は、文書を免除することがある。
1.3.10.7	プロジェクトマネージャは、岐阜県立多治見病院が指定する会議に出席し、プロジェクト進捗状況の説明等を行うこと。
1.3.10.8	課題・問題管理台帳を作成し、課題又は問題が発生する都度内容を記録するとともに、対応策、解決までのスケジュール等を管理し、双方で確認すること。
1.4	提案要求対象業務（別途契約）の業務
1.4.1	保守要件
1.4.1.1	全般事項
1.4.1.1.1	保守の対象は、次の通りとする。
1.4.1.1.2	SEは、緊急時には、9:00～17:00（12:00～13:00、土日、祝祭日及び年末年始を除く）、初動90分、現地到着120分以内で対応できる、もしくはリモートで原因調査に着手できること。リモートで解決しない場合は、早急に、岐阜県立多治見病院に到着し対応すること。
1.4.1.1.3	システムに障害が発生した場合、保守要員（CE及びSE）は、即座に問題を切り分け、岐阜県立多治見病院における一時対応の指示を行った上で、復旧に必要な措置を講じること。また、速やかに原因を究明し、対応策及び再発防止策について、岐阜県立多治見病院に文書で報告すること。なお、上記以外の軽微な障害についても、履歴を管理し、1月に1回、岐阜県立多治見病院に文書で報告すること。
1.4.1.1.4	障害やバグ等が、当該システムで利用しているコンピュータのOSやネットワークのプロトコールなど、他社が提供するシステムインフラで発生している場合であり、かつその解決の手段を当該他社が有料提供している場合には、別途岐阜県立多治見病院・事業者間で協議の上で、真摯に対応するよう努めること。
1.4.1.2	ハードウェア保守内容
1.4.1.2.1	保守要件の詳細については、後述の「サービスレベル」を参照のこと。
1.4.1.2.2	導入後、保証期間中に発見されたハードウェアの瑕疵対応については、本調達に含まれること。
1.4.1.2.3	ハードウェアについて、不具合が判明した場合は、岐阜県立多治見病院と協議の上、必要部材、機器等の修理、交換等を行うこと。また、必要に応じて再設定を行うこと。（原則として、直近のバックアップの状態に復旧すること）なお、記憶装置を交換した際は、当該記憶装置を破壊またはデータ消去を行い、必要に応じて受託者はデータ抹消証明書を発行し、岐阜県立多治見病院の確認を受けること。
1.4.1.3	ヘルプデスク
1.4.1.3.1	電話による受付時間：9:00～17:00（12:00～13:00、土日、祝祭日及び年末年始を除く）
1.4.1.3.2	メールによる受付時間：随時（ただし、上記受付時間以外に受信したメールについては、翌営業日以降に対応するものとする）受託者は岐阜県立多治見病院に対する問い合わせ対応窓口としてヘルプデスクを設置し、各種問い合わせ内容の受付及び回答を行うものとする。また、ヘルプデスクの実施にあたり、専用の電話受付回線を新設する。

仕様番号	要件
1.4.1.3.3	ヘルプデスクにおける受付者については、各種税法、各種労働法、各種社会保険法、岐阜県条例及び岐阜県立多治見病院の就業規則等に精通し、各種問い合わせ内容に対して、迅速に回答ができるとともに、適切にバージョンアップの提案ができる者とすること。
1.4.1.4	研修
1.4.1.4.1	研修は下記の通り開催すること
1.4.1.4.1.1	年間開催回数：1回
1.4.1.4.1.2	対象人数：5名以内（テキスト配布：5部以内）
1.4.1.4.1.3	研修日数：1日以内
1.4.1.4.1.4	研修場所：岐阜県立多治見病院会議室
1.4.1.4.1.5	受託者は岐阜県立多治見病院と協議の上、研修の企画を行うとともに、必要資料の作成・準備及び研修講師を行うものとする。
1.4.1.5	情報提供・報告
1.4.1.5.1	情報提供・報告は下記の通り実施すること。
1.4.1.5.1.1	システム稼動状況
1.4.1.5.1.2	障害発生状況
1.4.1.5.1.3	障害対応状況
1.4.1.5.2	受託者は毎月1回、サービスの稼動状況について、岐阜県立多治見病院に報告するものとする。
1.4.1.5.3	年3回の報告会は、岐阜県立多治見病院との会議形式で行うものとする。会議体はWeb会議でもよいが、年3回のうち最低1回は対面形式とする。
1.4.1.6	障害発生時報告
1.4.1.6.1	障害発生時報告は下記にとおり実施すること。
1.4.1.6.1.1	障害の原因
1.4.1.6.1.2	対策内容
1.4.1.6.1.3	対策後の運用状況
1.4.1.6.1.4	再発防止策
1.4.1.6.2	障害発生時においては、受託者は速やかに、障害の原因・対策内容等について、岐阜県立多治見病院に報告するものとする。
1.4.1.7	ログの採取
1.4.1.7.1	障害発時の報告は下記の通り実施すること。
1.4.1.7.1.1	アクセスログ
1.4.1.7.1.2	操作ログ
1.4.1.7.1.3	バックアップ取得ログ
1.4.1.7.1.4	エラーログ
1.4.1.7.2	受託者はサービス運用に係る各種ログを採取し、岐阜県立多治見病院から要請があった場合は、速やかに該当するログ情報を提供するものとする。
1.4.1.8	法改正等に係る情報提供
1.4.1.8.1	法改正、料率変更及び岐阜県人事委員会勧告の動向について受託者側で充分把握に努め、岐阜県立多治見病院への情報提供をおこたらないこと。

仕様番号	要件
1.4.1.8.2	また、それによって必要に応じてバージョンアップの提案を行うこと。
1.4.1.9	バージョンアップ（年末調整または税額表の入替による場合）
1.4.1.9.1	年末調整及び税額表の入替については、受託者にて対応するものとする。
1.4.1.9.2	但し、その内容により大幅な修正プログラム入替が必要となった場合には、その内容を踏まえ、受託者と岐阜県立多治見病院が協議のうえ、受託者にて別途有償で対応するものとする。
1.4.1.10	バージョンアップ（料率改正による場合）
1.4.1.10.1	下記については、受託者にて対応するものとする。
1.4.1.10.1.1	所得税の税率改正
1.4.1.10.1.2	短期共済掛金の料率改正
1.4.1.10.1.3	介護保険の料率改正
1.4.1.10.1.4	厚生年金の料率改正
1.4.1.10.1.5	労働保険の料率改正
1.4.1.10.1.6	雇用保険の料率改正
1.4.1.10.1.7	共済組合の料率改正
1.4.1.10.2	上記以外の変更及び修正プログラム入替が必要な場合は、その内容を踏まえ、受託者と岐阜県立多治見病院が協議のうえ、受託者にて別途有償で対応するものとする。
1.4.1.11	バージョンアップ（岐阜県立多治見病院の規程改正による場合）
1.4.1.11.1	項目名称変更については、受託者にて対応するものとする。但し、年1回3項目以内とします。
1.4.1.11.2	上記以外の変更及び修正プログラム入替が必要な場合は、その内容を踏まえ、受託者と岐阜県立多治見病院が協議のうえ、受託者にて別途有償で対応するものとする。
1.4.1.12	成果品
1.4.1.12.1	月次報告書
1.4.1.12.1.1	納入時期：各月
1.4.1.12.1.2	部数：1部（会議時には、必要部数を配布）
1.4.1.12.1.3	障害発生時報告
1.4.1.12.1.4	納入時期：随時
1.4.1.12.1.5	部数：1部
1.4.1.12.1.6	研修資料一式
1.4.1.12.1.7	納入時期：研修時
1.4.1.12.1.8	部数：5部以内
1.4.1.13	その他
1.4.1.13.1	本サービスを、メンテナンス作業等、特段の必要によりシステム中断する場合においては、岐阜県立多治見病院に対し、事前に（7日前までに）文書を持って申し入れするものとする。
1.4.1.13.2	本システムサービスにおけるバグ対応は、受託者にて適宜対応するものとする。但し、契約不適合責任の期間は納品後1年
1.4.1.13.3	著作権は受託者のものとし、受託者は、岐阜県立多治見病院に対し、納品から5年間の使用許諾権を与えるものとする。
1.4.1.13.4	災害時及び疾病の流行時等の非常時には、全ての保守サービスを一時休止することができる。一時休止の判断は岐阜県立多治見病院と受託者で協議して対応するものとする。
1.4.1.13.5	本仕様書に記載のない事項について疑義が生じたとき又は不測の事態が発生した場合は、双方協議し解決にあたるものとします。